

フェアプレー—女性に平等な雇用のための平等な法律を



クリスティーヌ・ラガルド

2015年2月23日

女性に法律的に平等な競争条件を整備することは、人道的にも経済的にも世界にとっても現実的な恩恵を約束するものです。残念な事に、その約束はまだおおむね無視されその可能性は未活用のままになっています。あまりに多くの国で、あまりに多すぎる法律上の制約が、女性が経済的に活発に働くことを妨げています。

問題はそうした障害を取り除くのに何ができるかということで、われわれは新研究でその答えを探ってみました。

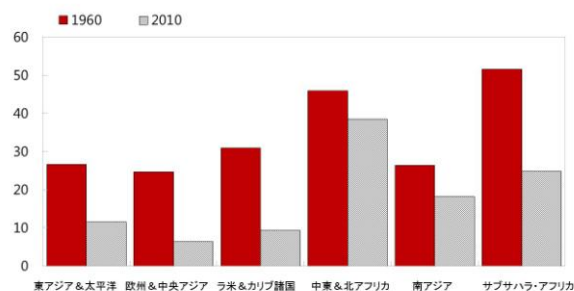
そして要は、フェアプレーの環境整備にすべてかかっています。

われわれ皆がもっとうまく出来るはず

過去2、3年の進展にもかかわらず、性差別による法的制約は依然大きなままです。そしてほぼ90%の国で最低1つの制約が残されており、多くの国ではそれ以上の制約を抱えています。

これらの制約は、女性が働く場合には夫の許可が必要といったものから、ある職種で女性が働くことを法律で制限するなどさまざまです。他のものでは女性の不動産の所有の制約などもあります。

図1. 法律上の性差別による制約の1960年と2010年の変化
(全観察数に対するパーセント割合)

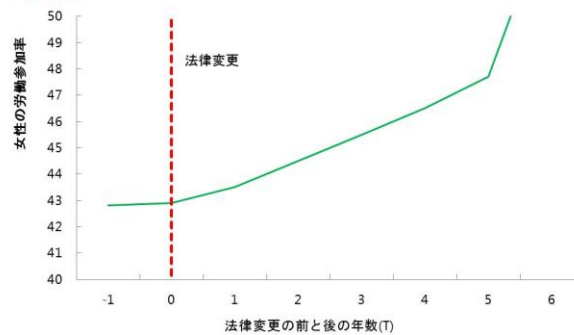


出典：世界銀行「女性、ビジネスと法律」データベース、及びIMFスタッフ試算

制約の要因は？

IMF の新たな研究は、特に法律上の制約と女性の労働市場参加率の間に強い連関があることを発見しました。調査対象となった国の 50% で、平等が法律に反映されました。この結果、女性の労働参加がそれから 5 年の間に最低でも 5 パーセントポイント増えました。

図2. 男女間平等を保障するために法改正した国における女性の労働参加の変化



出典: 世界銀行「女性、ビジネスと法律」データベース、及びIMFスタッフ試算

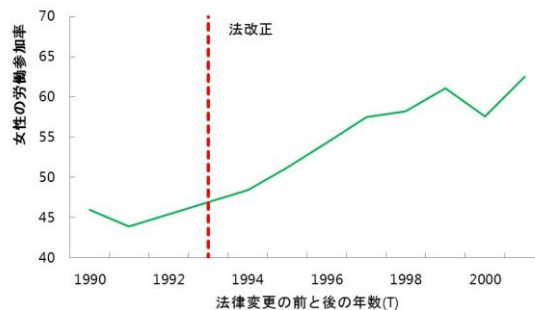
ここにある大きな可能性を少し考えてみてください。ケニアからナミビア、ペルーといった国々で法律変更を行い、この恩恵を手に入れました。それに必要なすべては、時には2、3の法律を単に変えることだけなのです。

ペルーではまさにそれが起こりました。1993年の新憲法は法の下での男女平等とともに、就労について差別することなく平等の機会を保障しました。そして慣習法（物事を行う上での伝統的な規則）がこれらの権利を侵害する場合、慣習法は無効とされました。そして同時に、その結果、女性の労働参加は何と15%も増えたのです。

もちろん、他の要因も働きます。人口構成、教育、保育所や産休の整備などの政策はすべて女性の労働参加を向上させ得ます。

しかし、法的権利はその根幹をなします。

図3. ペルーにおける2法改正後の女性労働参加の変化



出典: 世界銀行「女性、ビジネスと法律」データベース、及びIMFスタッフ試算

競争条件の公平化

女性の労働参加は世界を見渡すと国により大きな差があります。女性は世界の労働力の40%を占めています。しかし、中東と北アフリカでは家の外で働く女性はわずか21%なのに対し、東アジア、太平洋地域、サハラ以南のアフリカでは63%となっています。

このように大変違う状況を考えると、男女間格差に対する一つで済む答えはありません。われわれは多角的なアプローチをとらねばなりません。つまりそれぞれの国の状況、社会的、宗教的な基準に合致するような対処が必要です。

しかしいずれにせよ、より多くの女性を労働力に加え成長を加速するためには競争条件を公平化しなければなりません。つまり女性に対する法律的な差別の撤廃です。女性への制約を外すと、素早く女性の労働供給を押し上げることができます。

女性の経済参加を向上させると、それは転じて経済の高い成長に結びつく可能性があります。一部の試算では、女性の労働参加を男性と同水準の参加にまで引き上げると、GDPを米国では5%、日本では9%、アラブ首長国連邦では12%、エジプトでは34%上昇させるということです。女性の労働参加の向上は経済的合理性があるのです。

われわれの研究はまた、女性に所有権や雇用追求でより大きな平等を与えても、それが男性の雇用を必ずしも犠牲にするものではないとの結果を得ました。これは「ウィン-ウィン」の結果を期待できるのです。

それではどうしたらいいのでしょうか？

IMFはこの問題をより大きな男女間平等がもたらす経済的影響というプリズムからみています。われわれは加盟各国との「4条協議」という定期的な経済情勢分析を通じてこの課題に貢献しています。IMFが発見したことは、たとえば社会の高齢化が急速に進行するなどして新たな経済成長の源を探す必要のある国などは特にですが、女性の労働力参加に関する問題は重要な経済的結果をもたらすのです。

いろいろ多くのなすべき事があるのは明白ですが、より平等な法律と規制を整備することはそのスタートとして適しています。女性がその経済的潜在力を余すところなく発揮することを助けることにより、われわれは全世界の成長と繁栄、安定もまた増進することに貢献できるのです。

世界に経済成長が必要ななか、女性が、油断ならない計画ではなく平等な競争条件を手にすることができれば、これを手助けすることができるのです。

クリスティーヌ・ラガルド：国際通貨基金専務理事。2011年7月に専務理事に就任。フランス国籍。2007年6月から同国の財務大臣を務める。また、2年間貿易担当相も勤める。

反トラスト法、労働法弁護士として多方面で活躍。ベーカー&マッケンジー国際法律事務所のパートナーとして活躍後、1999年10月には同事務所のチェアマンに就任。フランス内閣に初の入閣を果たす2005年6月まで同事務所のトップを務めた。ラガルド氏は、パリ政治学院

(IEP) 及びパリ第 10 大学ロースクールにて学位を取得。パリ第 10 大学では 1981 年にベーカー&マッケンジー事務所に参加する以前、講義を行った経験も有する。